



## 総決起集会 2/5(日)

### 弁護士 8 名出席

### 熱のこもった分かりやすい解説！ 布川国賠の違法の中身が分かった！

2月5日、58名が参加して、裁判最終戦に向けての総決起集会が文京区民センターで行われました。すべての論点について担当弁護士がコンパクトに解説するという今回の集会は、布川国賠の全体像をあらためて知る機会となり、意義のある集会でした。以下、その内容です。

#### 1 捜査の点では、

窃盗で別件逮捕された桜井さんが、長期間長時間専ら布川事件についてだけ取り調べられた点、その間に、自白を強要し、嘘の自白を密室の中で作り上げていった点、桜井さんの主張したアリバイを混乱させたうえ、その裏付け捜査を全くしなかった点が違法と考えられる。

桜井さんは、取り調べを受けている間、暗号を使って内容を隠しながら獄中日記を書いていましたが、この獄中日記には、取り調べで、虚偽の自白をするに至った心情が吐露されていて、嘘や脅しという違法な取り調べが行われたことを示す重要な証拠となる。

#### 2 起訴の点では、

有元検事が不起訴と判断して釈放したのに吉田検事が再捜査し、新たな証拠は全くでなかったにもかかわらず、起訴に踏み切った点で、起訴の違法と言える。

#### 3 公判活動の点では、

取り調べた警察官が公判で、桜井さんの初期の録音テープをないと偽証したり、目撃証人の捜査報告書などを隠し続けて有罪判決を得たことが違法と言える。

ただ、検察官は証拠開示命令が出された場合以外は証拠開示義務がないのではないかという点が問題。これについて指宿信成城大学法学

部教授に法律鑑定意見書を依頼している。

まとめとして谷萩陽一弁護士団長が、布川国賠の課題と展望について解説をしました。

捜査の点では、個々の行為の人権侵害行為ではなく、長時間の身柄拘束を利用した取り調べを通じて、自白を強要し、虚偽の自白を作り出していったことの責任を問うこと、「全体として違法」と判断させることが必要だし、それが言えるかどうか問われている。

また、氷見事件は起訴の違法は認められなかったが、そうすると起訴後の拘留が合法となってしまうので、起訴の違法を認めさせることも重要である。

さらに、公判活動について、昭和44年の最高裁決定以降、証拠開示しないことが違法という判決はなくなってしまった。しかし、検察警察が「他に特に証拠はない」と裁判所に嘘を言ったため、裁判所が出せと言わなかった。にもかかわらず、証拠開示の義務がないとして証拠隠しを許すのは、道理が通らない。裁判官の中にあるはずの、ほんとうはおかしいのではないかという良心を、証拠開示をめぐってどうやって引き出すかが問われている。

提訴のときの記者会見で「この手の国賠は勝てないが普通と言われているが、」と記者から質問されたが、布川は勝てるといった。布川事件は、あとで開示された証拠が最初に出されていれば無罪となっていたのが明らかな事件。当時の警察検察はこの事件は証拠が足りないと十分わかっていたはずで、もともと証拠が弱い。一つ一つの違法行為は目に見えて違法ではないように見えるけれど、弱い証拠を補うために並々ならぬ努力、違法行為をして検察警察が作り出した証拠で有罪となった事件。このままにしてはいけない。それがこの事件の正義だろう。

最後に参加者から活発な質問・意見が出されました。

## 「この程度が裁判か！」

桜井昌司

高裁での証拠開示問題が決着しました。でも、「杉山の録音テープの提出」を求められた検察は「所持していないから提出しない」との文書を提出しました。裁判に出された警察調書に「先日、録音した」と書かれていて存在することは明らかな杉山録音テープですのに「ない」と主張するのは、よほど出せない理由があるようです。

民事裁判は証拠の提出を命令されて出さないと不利になるとか。出さなくても、それはあるものとして判断されるようですから、「杉山の録音テープにも警察の誘導による取り調べが存在する」として提出を求めた、弁護団の主張が認められることとなります。これでますます勝利判決に前進したと思っています。

しかし、どうしても納得が行かないこともあります。

前回にも書きましたが、結局、警察の「洪水で倉庫から証拠が流出した」との弁解が認められたことは、裁判の限界なのだと知らされました。再審裁判中から証拠開示問題にある法的欠陥を考えさせられていましたが、訴えられる立場の警察や検察が自分たちの過ちを示す証拠を握っていて出さない、出さないために嘘の主張をする、主張が嘘と判っても裁判所は開示を命令しない、という展開になったことを思いますと、どうすればいいんだ！の心境です。

「倉庫の窓ガラスが破れて流失」、「では、窓ガラスの修理記録を提出して」、「出さない」、「ならば、洪水後に行った人の話を」、「小池がいるので聞き取り書面を出します」、「布川事件の記録を保管していた付近に段ボール箱があった。汚れていて中の書類も判らなかつた。警察車両が運び去ったが、どこへ持って行ったのか、どうしたのかは判らない。窓ガラスの損壊は見えない」

こんなやり取りがあったのですから「窓ガラス

が壊れて証拠が流失した」と主張していた警察の弁解は嘘だったことが明らかです。嘘の弁解をするということは、嘘を主張しても隠したい意図があったことも明らかです。なのに、なぜ警察の「証拠はない」とする主張が認められるのでしょうか。

このような腑抜けな判断をする裁判所があるからこそ、警察や検察の冤罪づくりが絶えないのだと怒りが湧いてきて仕方ありません。裁判官が冤罪づくりを助長する日本の司法であることを示したのが、今回の決定だったと思えてなりません。

まだ、今後の進展についての進行協議はありません。もう、地裁に戻っても、書面のやり取りはなくて、残る証人尋問だけの打ち合わせなのだろうと思います。

ただ、弁護団としては一定の書面を準備しています。その中には鑑定的な書面もありますが、やれることをやって判決を迎える準備をしています。

今度の総会は、たぶん判決前の最後の総会になると思います。私も、今後を見据えてのもろもろを考える時期に来たように思っています。

### 「獄友（ごくとも）たちの日々」放送の報告

NHKEテレ ETV 特集

放送 4月22日(土) 23:00~23:59

再放送 4月27日(木) 午前0:00~午前1:00

桜井昌司さんが獄友（冤罪被害者の杉山卓男さん、袴田巖さん、菅家利和さん、石川一雄さん）たちとしゃばで出会い直す旅のドキュメント

チラシを同封しておりますが、秋に映画になります!!ご協力をよろしくお願いいたします!!

## 桜井昌司さんの「活動日誌」

- 1/ 19 法政二高 法政大学法学進学予定者に対する話  
21 救援会愛知県碧海支部「冤罪はなぜ作られるか」話と歌  
28 救援会松本支部「冤罪はなぜ作られるか」話と歌  
29 救援会茨城県本部旗開き  
31 弁護士会議
- 2/ 1 狭山市で映画「獄友」の撮影。  
石川さん、菅家さんとの撮影。  
4 水戸翔法律事務所友の会 歌と語りで参加  
5 布川国賠総決起集会  
18 狭山事件・加須市集会 菅家さんと一緒に「なぜ嘘の自白をするか」などを話す。  
24 神戸・甲南大学 笹倉ゼミの裁判劇に行く  
24 京都弁護士会 死刑廃止問題での映画とシンポジウムに参加
- 3/ 4 北稜クリニック事件・偕楽園宣伝行動に参加  
6 院内集会  
7 映画・撮影。弁護士会議  
9 東住吉事件・国賠裁判傍聴  
11 袴田さん誕生会で浜松行き。  
菅家さん・石川さんも一緒に映画撮影。  
12 神戸質店事件総会に参加。再審請求へ進展した。  
25 仙台・北稜クリニック事件全国集会に参加。  
翌日、繁華街宣伝。
- 4/ 14 杉山墓参り・松島さん宅で「勝利記念樹桜交流会」  
15 救援会君津地区支部結成総会に参加して話と歌。  
23 救援会岩手県本部主催の「二人の死刑囚」に参加。  
上映後に話。

京都府 8 救援会水戸支部 30 救援会会津支部 72 南紀代子 15 救援会川口支部 139 救援会千葉県本部 59 愛知県労組総連合 5 救援会大阪県本部 5 救援会愛知支部 38

## ★冤罪の責任を問う布川国賠を支援する会の活動にご協力ください！

- ・年会費 1口 1000円/1年
- ・郵便振替  
口座番号 00170-8-485425  
口座名 布川国賠を支援する会
- ・三井住友銀行 高田馬場支店（普通預金）  
口座番号 4711084  
口座名 布川国賠を支援する会（「カクカハ インスカイ」）  
※会員拡大をお願いします！  
現在会員数 424名

## 日程経過

- 1月29日(日)袴田事件1・29清水集会  
2月5日(日)14:00～布川国賠総決起集会  
(文京区民センター3C)  
2月25日(土)「原口アヤ子さんの再審無罪をかちとる緊急集会」(鹿児島)  
袴田巖さんの再審無罪を求める全国集会  
3月9日(木)東住吉事件国賠訴訟第1回口頭弁論  
3月25日(土)仙台北陵クリニック・筋弛緩剤えん罪事件で無実を訴える守大助さんの再審・無罪を勝ちとる全国集会  
4月8日～9日裁判勝利をめざす全国交流集会  
(東京・平和と労働センター)

## 当面の行動予定

- 6月3日(土)布川国賠裁判を支援する会第6回総会  
(文京区民センター3C)

## ★署名をありがとうございます★

署名数 総計13,744筆！

(4月10日現在)

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル505号室  
Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798

E-mail: kwntpl53@ybb.ne.jp

発行責任者 中澤宏